

北のくらし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 年頭にあたって…………… 2
- 食品の放射性物質の検査スタート… 2
- センターご活用を! …………… 3
- 節電アイデア続々…………… 3
- 食品表示一元化へ…………… 4
- 消費者事故調査委員会設置… 4
- 支払い高額に! エステラブル… 5
- 単3形充電電池の性能テスト… 6、7
- 白糖に被害防止ネットワークほか… 8



小さな駅

寒風吹き荒れる海沿いで見かけた小さな無人駅。人の姿のない寂しい光景だが、海鳥が元気に乱舞しているのが微笑ましい。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL (011)221-0110
FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



消費者教育を一層推進

北海道知事 高橋 はるみ



新年明けましておめでとございます。皆様には健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、本道にとって長年の悲願であった北海道新幹線の札幌までの認可・着工という歴史的な出来事がありました。

消費生活の分野では、関係団体の皆様で構成する「北海道消費者被害防止ネットワーク」が、内閣府特命担当大臣表彰を受賞しました。高齢者等の被害防止に係る取組に高い評価をいただいたものであり、これまで努力してきた方々の大きな励みとなったところです。

一方で、東日本大震災から間もなく2年を迎えますが、東北では未だに多くの方々が避難生活を余儀なくされており、皆様の一日も早い生活の安定を祈るばかりです。

さて、厳しい冬を迎え、道民が丸となって取り組まなければならぬ課題が「冬の節電」です。電力不足は道民生活や経済活動に重大な影響を及ぼします。何としてもこの冬を乗り切るため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、本年は、昨年8月に制定された「消費者教育の推進に関する法律」に基づく取組を本格的にスタートさせる年であります。これまで以上に各関係機関等と連携し、幅広い世代における実践的な消費者教育の推進に努めてまいりたいと考えています。

万物が実を結ぶという「巳年」。道民の皆様にとって、本年が充実した素晴らしい年となりますよう心から祈念いたします。

年頭にあたって

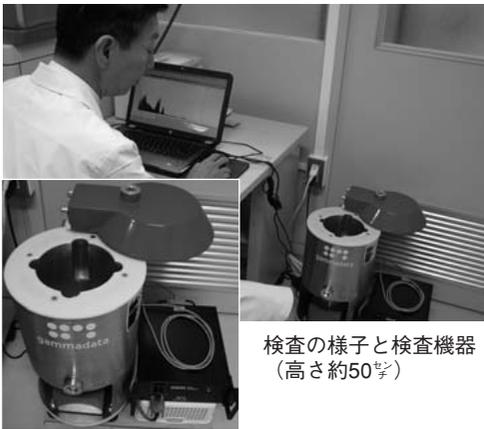
食品の放射性物質の検査スタート!

検査スタート!

道は昨年12月から簡易型放射性物質検査機器を道立消費生活センターに設置、消費者からの依頼による食品を対象に無料検査を始めました。

検査の対象は、消費者が自宅で消費する道外産の食品です。事業者からの申し込みは受け付けません。なお、検査の対象外となるのは、道内や国外で生産、採取等されたもの、平成23年3月の東京電力福島第一原

発の事故以前に生産・採取等されたもの、飲料水や牛乳、乳児用食品、そのほかすでに検査済みで検査することができないものなどです。結果については、依頼者に連絡するとともに、産地が明らか場合は、道のホームページで公表することがあります。



検査の様子と検査機器 (高さ約50センチ)

ご注意ください

- 検査は予約制。事前に電話で申し込みを。(平日9時から17時まで)。☎011・221・0110。予約なしの依頼は受けておりません。
- 検査は無料。
- 食材の量は、可食部500g以上(果物の場合は、食べる部分)
- 検査した食品は、衛生上の問題から返却しません。
- 食品を持参、郵送される場合は、液漏れや腐敗などに気をつけてください。



複数の法律にまたがっている食品表示を消費者に分かりやすく一元化しようと、消費者庁が法制化を進めています。昨年11月28日に開かれた第2回消費生活リーダー研修講座（北海道消費者協会主催）で、道協会非常勤講師の河道前伸子さん（道協会前商品テスト部長）がこれまでの流れと新制度の課題などについて解説しました。写真。

栄養表示義務化へ、文字大きく…

表示の目的は、食品安全確保や消



費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要なものですが、食品表示にかかわる主な法律として、食品衛生法、JAS法、健康増進法があり、非常にわかりにくい状況にあります。

消費者基本計画が一部改定された際、この3法に関して「一元的な法体系のあり方を検討する必要がある」とされました。「食品表示一元化検討会」が昨年9月に設置され、昨年8月に消費者庁が報告書の概要を公表しました。

概要によると新制度におけるポイントは、食品衛生法とJAS法で定義が異なる用語を統一・整理するこ

と。表示文字を拡大して見やすくすること。熱量やたんぱく質などの栄養表示を原則として全ての加工食品に義務化することです。表示項目は従来の表示基準を整理・統合し、全てを網羅するとしています。

景表法は？ 酒税法は？

課題は何でしょう。今回は3法だけにとどまっていますが、本来であれば、食品表示に関係している景品表示法や酒税法なども取り込み、整理すべきでしょう。

かねてより消費者団体などが要望していた、加工食品の原料原産地表示の拡大や遺伝子組み換え表示などは法案成立後に検討するとなっております。

事故調査機関を設置

消安法改正で

消費者安全法の一部が改正され、消費者事故が発生した場合、消費者安全調査委員会が設置されることになり、2006年のエレベーター死亡事故などが対象となっています。

組織は、内閣総理大臣が任命した7人の委員と必要に応じて任命する

り、詳細は明確ではありません。

文字を拡大する方向はよいのですが、義務表示事項の削減につながる懸念されます。栄養表示の義務化については、中小食品製造事業者等が実行しやすい環境整備や有効に活用するための消費者啓発が必要です。食塩量の併記が望まれますし、表示誤差の容認幅の課題もあります。食品添加物も、原材料表示と分けて表示することが望まれます。また、製造年月日や加工年月日があると食品の保存期間を知る目安になります。

食品表示は「見る人」のためにありますが、事業者が表示内容に責任を持つためにも必要と考えられます。

臨時委員、専門委員からなります。製品や食品、施設、役務などの生命身体事故が発生した場合、調査、立ち入り検査などを行い、被害者らに情報を提供したり、行政機関に意見を述べたりします。発生・拡大防止のため、内閣総理大臣や関係行政機関の長に対して意見を具申した後、関係省庁が対策を立てたり、消費者へ注意喚起を行ったりします。

アルカリ乾電池より経済的

～単3形充電電池の性能～

環境への配慮や経済性などから使い捨て電池に代わり、何度でも繰り返し使用できる充電電池が広く普及しています。使用するものもゲーム機器や携帯用電子機器など多岐にわたります。それに伴い、容量の大きさや充電できる回数などが異なるものが多数販売されています。そこで、単3形の充電電池（ニッケル水素電池）の性能をテストしました。

テスト品

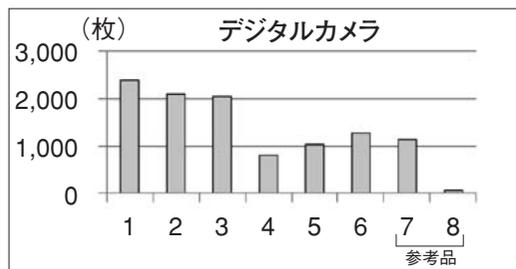
- ・ニッケル水素電池 6 銘柄
- ・参考品（使い捨て乾電池） 2 銘柄

※それぞれの充電電池とセットで販売されている専用の充電器

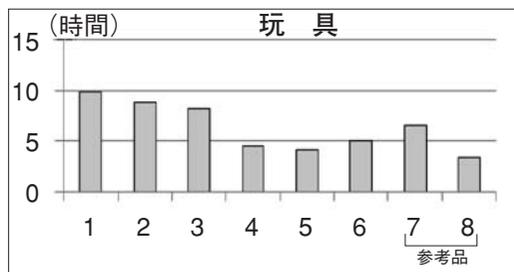
テスト結果

○持続時間

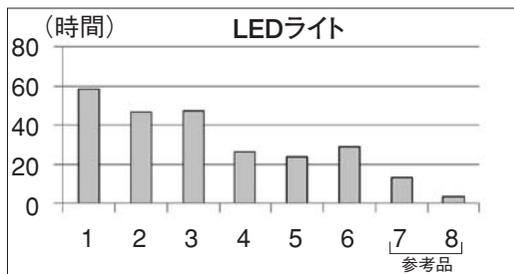
・デジタルカメラ撮影可能枚数＝5秒ごとにフラッシュ撮影し、撮影枚数を調べました。809枚（No4）～2,386枚（No1）でした。なお、アルカリ乾電池は1,115枚、マンガン乾電池は63枚でした。



・レール上を電池で走る電車（玩具）の走行可能時間＝1周1.8mのレール上の走行時間を調べました。4時間8分（No5）～9時間50分（No1）でした。なお、アルカリ乾電池は6時間38分、マンガン乾電池は3時間22分でした。



・LED懐中電灯連続点灯時間＝照度が70%以下に低下するまでの時間を調べました。23時間26分（No5）～58時間13分（No1）でした。なお、アルカリ乾電池は13時間25分、マンガン乾電池は3時間9分でした。



○経済性

全銘柄、充電にかかる電気代（1本当たり）は0.1～0.2円と非常に安く経済的でした。

例えば汎用型のエネルギー（No2）とアルカリ乾電池を、1日4本を1年間使用した場

■テスト品およびテスト結果

No.	種類	銘柄	製造又は販売者	型式	容量	充電可能回数	単価	デジタルカメラ(2本使用)	玩具(1本使用)	LEDライト(1本使用)	10Ωでの使用可能時間(1本当たり)	充電器代	充電電池使用本数	充電時の電気代	1本当たりの充電時の電気代
					(mAh)	(回)	(円/本)	(枚)	(時間:分)	(時間:分)	(時間:分)	(円)	(本)	(円)	(円/本)
1	ニッケル水素電池	エネルーブプロ	三洋電機(株)	HR-3UWX	2,400	500	470	2,386	9:50	58:13	18:27	2,600	4	0.60	0.15
2		エネルーブ	三洋電機(株)	HR-3UTGA	1,900	1,500	330	2,088	8:54	46:30	15:15	2,660	4	0.49	0.12
3		エボルタ	パナソニック(株)エナジー社	HHR-3MWS	1,900	1,800	395	2,055	8:14	47:34	15:16	2,400	4	0.54	0.14
4		エボルタe	パナソニック(株)エナジー社	HHR-3LWS	1,000	2,100	245	809	4:35	26:22	8:20	490	2	0.29	0.15
5		エネルーブライト	三洋電機(株)	HR-3UQ	950	2,000	290	1,007	4:08	23:26	7:22	700	4	0.24	0.06
6		ReVOLTES	(株)大創産業	10D5000	1,300	500	105	1,252	5:01	28:50	10:07	105	2	0.43	0.22
7	アルカリ	アルカリ乾電池	パナソニック(株)エナジー社	LR6XJ	—	—	70	1,115	6:38	13:25	14:31	—	—	—	—
8	マンガン	NEO	パナソニック(株)	R6PNB	—	—	54	63	3:22	3:09	6:42	—	—	—	—

合、エネルーブは電池代が4本で1,320円、充電器代が2,660円、充電にかかる電気代が0.49円×365日で179円、合計で4,159円になります。

一方、アルカリ乾電池は70円×4本×365日＝102,200円になります。従って、電池使用の頻度が高い機器に使用する場合は非常に経済的です。

まとめ

●デジタルカメラなど大電流を要する機器にはNo1～3の容量が大きい充電電池の方が持続時間は長い傾向にありました。

●充電電池は単価が高く、充電器も用意しなければなりません。充電にかかる電気代は非常に安く、アルカリ乾電池やマンガン乾電池に比べ非常に経済的です。

消費者へのアドバイス

●No1は2,400mAhと容量が大きいです。充電可能回数は500回と少ないです。No2,3の容量は1,900mAhですが、1,500～1,800回充電できます。また、No4,5は950～1,000mAhと低容量ですが、2,000～2,100回充電できます。使用する機器と使用状況等を考慮して選ぶと良いでしょう。

●充電器を購入するときは、充電できる充電電池の種類や本数を確認し、使用する充電電池に合ったものを選びましょう。1本だけでは充電できないものもあります。

●充電電池は金属などでショートするとわずかな時間で異常な高温になり、破裂や発煙の恐れがあります。バッグやポケットの中に入れて持ち運ぶ際は容器に入れるなど、注意しましょう。



見学しませんか

当センターには食品の成分や商品の性能などを調べる商売テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示室「くらしの広場」があり、随時見学を受け付けています。

見学のほかにも消費生活講座や衣・食の簡易実験などにも対応可能です。学校関係や福祉団体、町内会などの研修でご活用ください。参加無料。内容などについては、教育啓発グル

白糠に被害防止 ネットワーク

昨年12月、白糠町に「消費者被害防止ネットワーク」が誕生しました。道内で48番目。構成団体は白糠町や町連合町内会、町社会福祉協議会、白糠消費者協会など6団体。

今後、地域住民が悪質商法などの被害に遭わないよう、連携して活動を展開していきます。

1月までお問い合わせください。センター見学やDVD上映からなるフリー見学会も開いています。

日時と上映内容は、1月23日(水)「ペットボトルの水」(制作・特定非営利活動法人アジア太平洋資料センター)、2月13日(水)「あぶない野菜」(グローバル化する食卓)(同)。いずれも午後1時半から、無料。当日直接会場へお越しください。

道が「消費者

ほっとメール」

道は消費者被害防止のため、できるだけ被害の情報を迅速に、かつ正確に消費者へ伝えようと、メールマガジン「消費者ほっとメール」を始めました。

内容は悪質商法の手口と対処法や消費者事故情報などで、月2回程度の配信を予定しています。ただし、急を要する案件についてはその都度送信します。

登録方法は、「北海道のメールマガジン」(検索サイトで「北海道メルマガ」と検索するとすぐに表示されます)のサイトにアクセスし、メールアドレス(パソコンのみ。携帯電話不可)を登録してから、消費者被害防止情報「消費者ほっとメール」を選択してください。

道がリフォーム会社を

業務一部停止に

道は11月20日、訪問販売を行って

対し、特定商取引法における違反行為があったとして、業務の一部を3カ月間、停止するよう命じました。

消費者が何度も断っているにもかかわらず、繰り返し電話をかけてきたり、相手に口を出させず話を続けたりするなど、迷惑と感じる執拗な勧誘行為を行っていました。

道によると、道内の消費生活センターに多数の相談が寄せられているとのこと。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や商品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

北海道立消費生活センター
 札幌市中央区北3西7
 TEL 011・221・0110
 FAX 011・221・4210
 相談専用電話 050・7505・0999
 当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。